

取扱注意

こども食費支援事業 〈参加店舗マニュアル〉

V 1.2

※必ずご一読ください

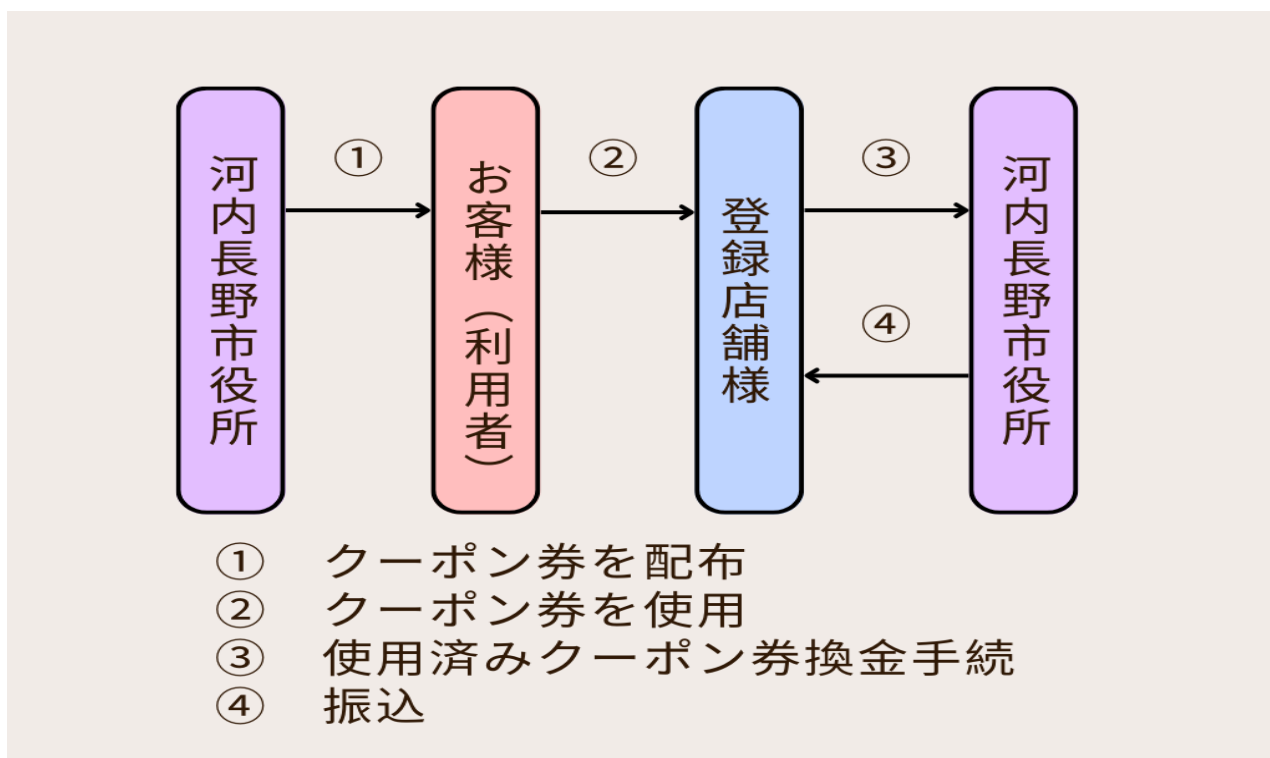
実施期間

令和7年10月1日～令和8年2月28日

★事業の概要

発行者	河内長野市(こどもまんな課)
発行枚数	約12,000枚
配布対象者	令和7年9月1日時点において、本市に住民票がある以下の者 (1)平成19年4月2日以後に生まれた者 (2)令和7年9月1日時点において、妊娠しており、同日までに母子手帳の交付を受けた者(河内長野市外から転入した場合は、同日までに妊婦健診の受診券の交換手続きをした者に限る。) ただし、クーポン券発送時において転出している者を除く
配布金額	上記対象者1人あたり3,000円分
配布方法	上記対象者にクーポン券を印字した用紙を9月下旬から順次郵送
クーポン券額面	3,000円(500円×6枚)
対象商品	お米とパン お米については、精米(白米)、玄米及びもち米 パンについては、食品表示法におけるパン類 (詳細については、Q & A Q1をご参照ください。)
取扱い方法	市内の取扱登録店舗で、対象商品500円(税込)のお支払いごとに500円券(1枚)が使用可能です。 (例) 500円以上のお買い物(※)で、クーポン券1枚(500円)使用可能 1,000円以上のお買い物(※)で、クーポン券2枚(1,000円)使用可能 1,500円以上のお買い物(※)で、クーポン券3枚(1,500円)使用可能 2,000円以上のお買い物(※)で、クーポン券4枚(2,000円)使用可能 2,500円以上のお買い物(※)で、クーポン券5枚(2,500円)使用可能 3,000円以上のお買い物(※)で、クーポン券6枚(3,000円)使用可能 (※)対象のお米とパンのみ
有効期間	令和7年10月1日から令和8年2月28日まで ※有効期間を過ぎたクーポン券は無効となります。
クーポン券 使用店舗	事前にクーポン券取扱店舗として登録された河内長野市内の対象のお米とパンを販売している事業所及び店舗
登録店舗負担	クーポン券取扱店舗登録費用及び換金にかかる手数料の負担はございません。

★事業フレーム



★クーポン券取り扱い注意事項 ※必ずお読みください

- ①使用期間を過ぎたクーポン券は使用できませんので、受領しないでください。(※Q6参照)
- ②受領したクーポン券の盗難、紛失若しくは滅失については、市は責任を負いません。
- ③クーポン券は、対象のお米とパンを購入する際に使用できます。対象外の商品の購入の場合には使用できません。(※Q1参照)
- ④クーポン券の額面未満の使用はできないためお断りください。(※Q2、Q4参照)
- ⑤500円以上の対象商品のお支払いにおける不足分等は現金等でお受け取りください。
- ⑥明らかに偽造されたクーポン券と判別できる場合は、使用をお断りいただき、市までご連絡ください。
- ⑦お客様から受け取ったクーポン券は必ず、期限内に市役所の換金窓口にて換金手続きを行ってください。(※Q9参照)

★Q&A

Q1. クーポン券を使用できる商品はどのようなものですか。

A1. お米に関しては、精米(白米)、玄米及びもち米です。加工品、調理品、冷凍食品、雑穀米、パックご飯(包装米飯)等は対象外となります。パンに関しては、食品表示法におけるパン類(※1)が対象となります。

(※1)パン類とは、小麦粉又は穀粉類を加えたものを主原料とし、イースト(パン酵母)で発酵させ、焼いたもののこと。

《パン(生地)が主体となるもの》

定義	名称	商品例
食パン	食パン	角型食パン、山型食パン、レーズン食パンなど
菓子パン	菓子パン	あんぱん、ジャムパン、コロネ、メロンパンなど
その他のパン	パン	ロールパン、フランスパン、ベーグルなど

《他の調理品、惣菜との組み合わせのもの》

調理パン	サンドウィッチ、焼きそばパン、焼き上げたパンにサラダ、ハム、カツ等の惣菜を挟み、そのまま食べられるもの
惣菜パン	パン生地にサラダ、ハム、カツ等の惣菜を包み焼き上げたもの

例1)おにぎりは対象となりますか？

➡加工品となるため、対象外となります。

例2)赤飯は対象となりますか？

➡調理品となるため、対象外となります。

例3)アルファ化米は対象となりますか？

➡加工品となるため、対象外となります。

Q2. 同一会計内に他の商品がある場合、クーポン券は使用できますか。

A2. お米とパンのみクーポン券を使用できます。他の商品分は支払いが必要になります。

例4)お客様がパン(500円)とコーヒー(250円)を購入され、購入合計額が750円であった場合

➡クーポン券の対象となるのはパン(500円)のみであり、コーヒー(250円)については別会計で現金等でお受け取りください。

Q3. お客様から不審なクーポン券を出された場合はどうしますか。

A3. 後日掲載いたします見本により、使用されるクーポン券が偽造されたものではないか確認してください。明らかに偽造されたクーポン券と判別できる場合は、使用をお断りいただき、市役所までご連絡ください。

Q4. クーポン券を使用した際、お釣りはですか。

A4. 額面未満の使用の場合は、お釣りは出さないようにご対応をお願い致します。クーポン券は、お米またはパンを額面以上購入した際に使用可能となりますので、お米やパンの購入額の合計がクーポン券の額面に満たない場合は、クーポン券の使用をお断りください。

例5)お客様が1,300円分のお米を購入され、500円クーポン券を3枚出された場合

➡200円のお釣りが発生することになるためお受けできません。この場合は、500円クーポン券を2枚出してもらい、残高の300円は現金等でお受け取りください。

例6)お客様がパン(280円)とコーヒー(250円)を購入され、購入合計額が530円であった場合に、500円クーポン券を出された場合

➡コーヒーはクーポン券の対象とならず、また、パンも500円クーポン券の額面に満たないため、この場合はクーポン券を利用することはできません。

Q5. お客様から毀損したクーポン券を出された場合はどうしますか。

A5. 券面の面積が3分の2以下のもの及び通し番号が確認できないものは使用できないため、使用をお断りください。

Q6. お客様から有効期間を過ぎたクーポン券を出された場合はどうしますか。

A6. 有効期間を過ぎたクーポン券は使用できませんので、クーポン券の使用をお断りください。誤って受領した場合は換金ができず、取扱店舗の負担となりますので、ご注意ください。

Q7. お客様から受け取ったクーポン券を紛失した場合は換金できますか。

A7. 残念ながら換金できませんので、紛失されないようにご注意ください。

Q8. 換金はどうのような流れで行われますか。

A8. 随時、クーポン券換金申請書兼請求書に、お客様から受け取った使用済みクーポン券を添えて、市役所4階産業観光課産業連携グループへお持ち込みください。その後2～4週間程でクーポン券換金申請書兼請求書にご記入いただいた口座に振り込みを行います。

Q9. 換金期限を過ぎたクーポン券は、換金できますか。

A9. 残念ながら換金はできませんので、必ず期限までに市役所まで換金手続きにお越しください。

Q10. 換金の明細はもらえますか。

A10. 換金明細は発行いたしません。クーポン券総額と同額になりますので、各店舗様にて計算をお願いいたします。

★クーポン券に関するトラブルについて

クーポン券使用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店でご対応をお願いします。

※お困りの場合は、市役所産業観光課にご相談ください。

★クーポン券の取扱いについて

①お会計（支払額の提示）

②お客様（利用者）がチケット利用の意思表示

使用対象外の商品購入、額面未満の使用の場合はお断りください。

③クーポン券をお預かりください

クーポン券の見本と比べて、偽装されたものでないかご確認ください。明らかに偽装と判別できた場合は、使用をお断りください。お会計との差額は現金等でお受け取りください。

④使用済みのクーポン券を保管

市役所での換金手続きの際に使用済みクーポン券が必要になりますので、大切に保管してください。クーポン券を紛失された場合は、換金できませんのでご注意ください。

★クーポン券の換金について

●クーポン券持ち込み窓口

河内長野市役所4階 産業観光課 産業連携グループ

河内長野市原町一丁目1番1号

●クーポン券持ち込み日

随時、お持ち込みください。最終持ち込み期限は令和8年3月10日までになります。

最終期限を過ぎてからの持ち込みには一切応じられませんのでご注意ください。

●入金日・入金口座

2～4週間程で振込（入金）処理をさせていただきます。

クーポン券換金申請書兼請求書に記入された口座に振り込みを行います。

換金スケジュール(例)

（例1）持ち込み日 11月4日 ➡ 振込日 11月18日～12月2日

（例2）持ち込み日 12月26日 ➡ 振込日 1月9日～1月23日

（例3）持ち込み日 3月10日（最終期限） ➡ 振込日 3月20日～3月27日

●入金額

額面総額（振込手数料は河内長野市が負担いたします。）

その他、お困りの場合は、産業観光課までお問い合わせください。

受付時間：月～金 9:00～17:30（土日祝は受け付けておりません。）

電話番号：0721-53-6075